

岩見沢市まちづくり基本条例 概要説明資料

岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会

まちづくり基本条例って、どんなもの？

分権時代にふさわしいまちづくりと社会環境の変化に対応した地域社会の実現を図ることを目的として、市民・議会・市長等がそれぞれの役割と責務を果たしながら、協力してまちづくりを進めていくための仕組みや基本ルールを定める条例です。

なぜ、まちづくり基本条例が必要なの？（制定の背景と必要性）

【背景】

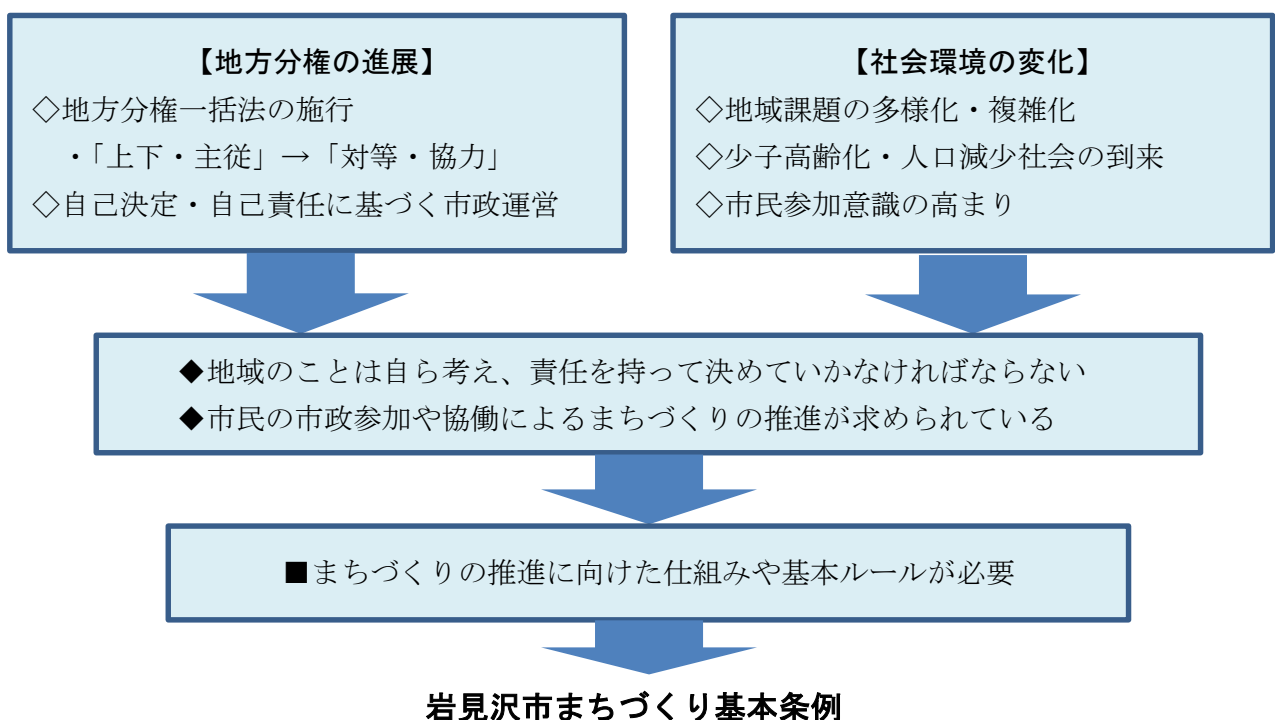
地方分権の進展により、「自分たちのまちは、自分たちの責任で決定し、進めていく」という「自己決定・自己責任」に基づく自治体運営が求められています。

また、少子高齢化、市民ニーズの多様化・高度化、厳しい財政状況など社会環境の変化による多くの地域課題を解決していくためには、市民・議会・市長等が協力してまちづくりに取り組んでいくことが必要となっています。

【必要性】

こうした状況に対応していくため、各自治体ではそれぞれの状況や考え方に基づき、まちづくりを行っていますが、まちづくりの方向性や進め方については、法律で細かく規定されている訳ではありません。

このようなことから、まちづくりの自主性・自立性を明確にするとともに、まちづくりの担い手となる市民、議会及び市長等が、情報を共有し、参加・協働によるまちづくりを進めていくため、「まちづくり基本条例」を制定することとしました。



まちづくり基本条例の特徴

- ◇市民活動関係団体や市民公募委員など、市民が主体となって検討・策定しています。
- ◇まちづくりを推進するため、どのような基本ルール（役割と責務など）で、どのような仕組み（情報共有・参加・協働など）で行われるかを明確にするものです。
- ◇他の条例とは異なり市民がつくる条例として、条文は「です・ます体」で作成しています。
- ◇まちづくり全般にわたる指針とするため、その決意表明を「前文」で表しています。

まちづくり基本条例による効果

この条例では、「市民主体による自主自立のまちづくり」を基本理念とし、基本原則に定めた「情報共有」「参加」「協働」により、まちづくりを進めていくこととしています。

この条例の期待できる効果として、主に次のようなことが挙げられます。

まちづくりの理念・原則、まちづくりの仕組みや基本ルールの明確化	まちづくりを担う主体間で、基本理念・基本原則、まちづくりの仕組みや基本ルールを共有することができる。
市民・議会・市長等の共通認識によるまちづくりの推進	どのようなことを目標としてまちづくりが行われているか、また情報共有・参加・協働・市政運営などについて明確に定めることにより、市民のまちづくりへの関心が高まるとともに、市民の市政参加や協働が進められていく。
まちづくりに関する基本方針の継続	まちづくりに関する基本的事項を定めるものであり、市長や議員が代わっても、この条例に定められたことを継続して実践される。
市職員の能力向上や意識改革、開かれた市政運営の推進	この条例に定められた規定を実践することにより、市職員の能力向上や意識改革が図られるとともに、分かりやすい情報の提供や市民参加が推進されるなど、市民の意見が反映される開かれた市政運営が推進される。

まちづくり基本条例の作成経過

この条例を策定するため、平成24年2月、20人の委員（うち市民公募5人）で構成する「みんなで創るまちづくり基本条例市民会議」が設置され、平成26年3月28日の中間報告の提出を経て、平成26年10月23日、市長に最終報告を提出するまでの2年8か月の間に45回の全体会議と、協議や意見に基づき条文案を作成する起草部会を26回開催するなど、検討・協議を重ね、条例素案をまとめました。

市では、最終報告書を尊重し、若干の修正を加えた上で、平成26年第4回市議会定例会に提案し、議決を得たものです。

条例の全体構成

前 文

第 1 章 総則

1 目的 2 定義 3 基本理念 4 基本原則 5 条例の位置付け

【 まちづくりの担い手 】

第 2 章 市民

6 市民の権利
7 青少年及び子どもの権利
8 市民の役割と責務
9 事業者の役割

第 3 章 議会及び議員

10 議会の役割と責務
11 議員の役割と責務

第 4 章 市長及び職員

12 市長の役割と責務
13 職員の役割と責務

【 まちづくりの基本的事項 】

第 5 章 市政運営

14 総合計画 16 行政評価
15 財政運営 17 危機管理

第 6 章 情報共有

18 情報共有
19 情報の提供及び公開
20 個人情報の保護

第 7 章 市民参加

21 市民参加
22 市民参加の推進
23 市民の意見等

第 8 章 協働及びコミュニティ

24 協働の推進
25 コミュニティ活動の推進

第 9 章 住民投票

26 住民投票

第 10 章 連携及び協力

27 連携及び協力

【 実効性の確保 】

第 11 章 条例の見直し等

28 条例の見直し
29 推進委員会

条例の目的・定義・位置付け

目 的

- まちづくりの基本理念・基本原則、市民・議会・市長等の役割と責務などを明確にし、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」を目的としてこの条例を制定

定 義

- 「市民」
→ 市内に住所を有する人、市内で働く人・学ぶ人（市外からの通勤・通学者）、市内で事業活動を行っている法人・団体

※ まちづくりを進めるには、岩見沢市に関わる多くの人の力が必要なことから、「市民」の範囲を広く捉えて定義しています
- 「市長等」
→ 市長をはじめ市の執行機関や附属機関などを含む
- 上記のほか、「まちづくり」、「協働」についても定義

位置付け

- この条例はまちづくりの基本であり、市民・議会・市長等は、この条例の趣旨を最大限尊重し、規定された事項を重視してまちづくりを進める

基本理念・基本原則

まちづくりの基本理念（基本的な考え方）を「市民主体による自主自立のまちづくり」としています。

また、まちづくりを進めていく上で、市民、議会及び市長等が認識すべき必要な原則として、3つの原則を定めています。

基 本 理 念

- 市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を果たしながら、情報共有、参加、協働し自立した地域社会を実現する、市民主体による自主自立のまちづくり

基 本 原 則

情報共有の原則

- 市民、議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を共有する

参加の原則

- 市民は、自主的かつ積極的にまちづくりに参加する

協働の原則

- 市民、議会及び市長等は、相互理解と信頼関係に基づき、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを進める

市民の権利及び役割と責務

まちづくりの主体として、市民が有する権利や市民の役割と責務を定めています。
また、次の世代を担う青少年や子どもの権利や事業者の役割について明記しました。

市民の権利

- 市政に関する情報を知る権利
- 平等に参加する権利
- 意見を表明し、提案する権利

青少年及び子どもの権利

- 年齢に応じてまちづくりに参加する権利
- 〔 青少年及び子どもは「市民」に含まれますが、まちづくりに関心を持って参加してほしいとの願いを込め、あえて市民の権利とは分けて、その権利を保障しています 〕

市民の役割と責務

- 自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的に参加するよう努める
- 自らの発言や行動に責任を持つとともに、互いの意見や行動を尊重する

事業者の役割

- 地域社会を構成する一員として社会的責任を認識し、まちづくりの推進に寄与するよう努める

議会及び議員の役割と責務

まちづくりの担い手として、議会及び議員の役割と責務を定めています。

議会の役割と責務

- 市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策に反映させる
- 審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、開かれた議会運営に努める

議員の役割と責務

- 市全体のまちづくりの視点を持って、公正かつ誠実に職務を遂行する
- 市民の意思を把握し、政策に反映させる
- 積極的に調査研究に努める

市長及び職員の役割と責務

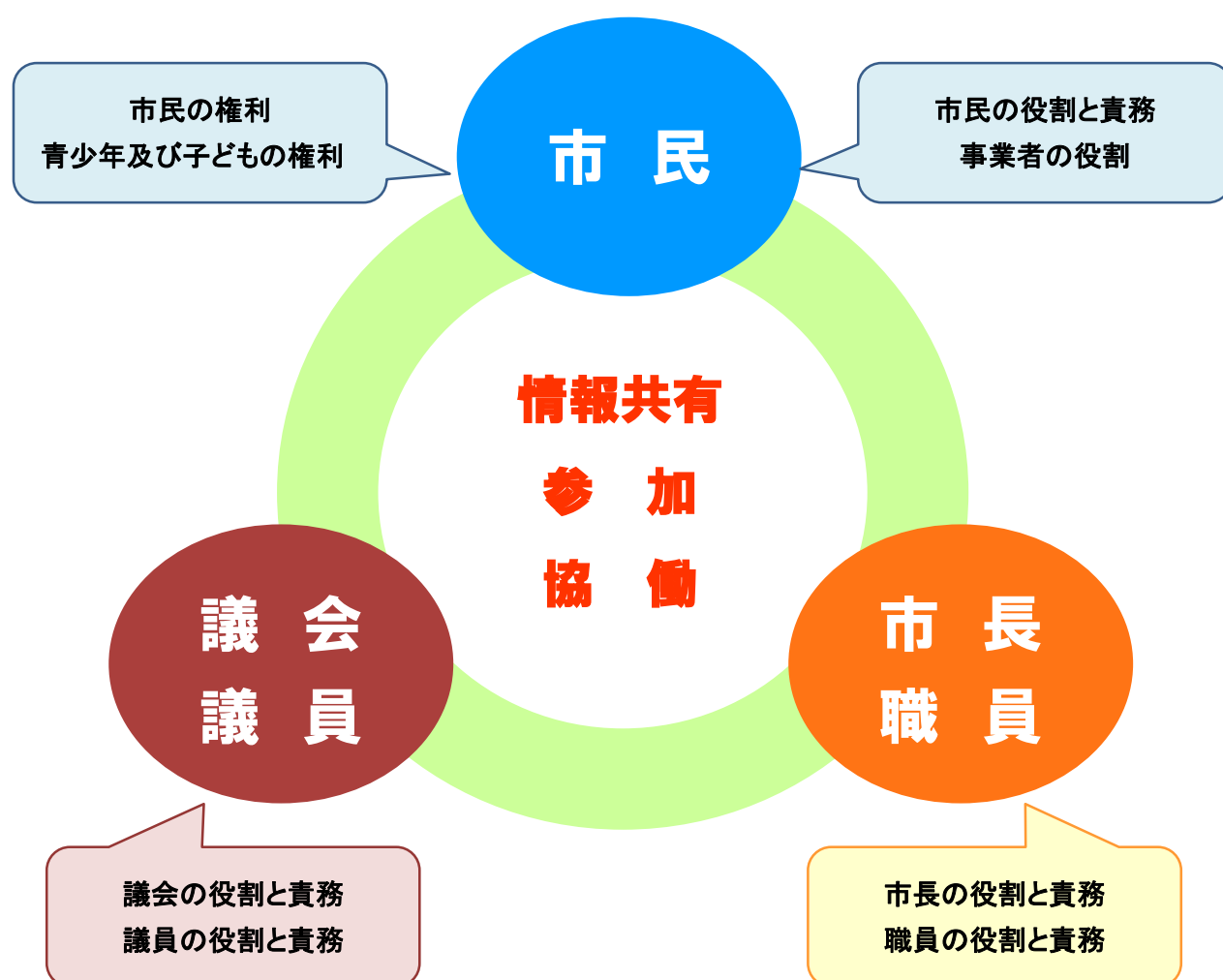
まちづくりの担い手として、市長及び職員の役割と責務を定めています。

市長の役割と責務

- 公正かつ誠実な市政を執行する
- 市民の意思を反映した市政運営を進めるために必要な制度を充実させる
- 地域社会の課題に対応できる能力を持った職員の育成に努める

職員の役割と責務

- 横断的連携を密にしながら、積極的に市民と連携して職務を遂行する
- 知識・技能等の向上に努める



市 政 運 営

市政運営における基本的な考え方について定めています。

総合計画

- 最上位の計画として総合計画を策定する
- 総合計画に基づいて政策を実施する

財政運営

- 財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営を行う
- 財政状況を市民に分かりやすく公表するよう努める

行政評価

- 適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、市民参加のもとその結果を政策に反映させる
- 行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するよう努める

危機管理

- 災害等における的確な対応のため、不測の事態に備えた体制を整備する
- 災害等の発生時における市民及び関係機関との連携、速やかな状況把握と対策を講じる

情 報 共 有

市民、議会及び市長等は、情報を伝え合い、共有することが必要であることや、市政に関する情報は分かりやすく提供することについて定めています。

市民、議会及び市長等が情報を共有することからまちづくりは始まります。

なお、情報提供及び情報共有における個人情報等については、個人の権利利益を保護するため適切に取り扱うこととしています。

情 報 共 有

- 市民、議会及び市長等は、互いに情報を伝え合い、共有する
※情報の共有は、個人や市民活動団体など市民同士でも必要です

情報提供及び公開

- 議会及び市長等は、市政に関する情報を適切な時期及び方法で、積極的かつ分かりやすく市民に提供する
- 開示の請求については、情報公開条例の規定に基づき公開する

個人情報の保護

- 市民、議会及び市長等は、情報を提供及び共有する際には、個人情報を適切に管理し、保護する

市 民 参 加

市民の市政参加を推進するため、市民参加の機会の保障、参加しやすい環境の整備や市民意見の反映、意見・要望に対する迅速な対応などについて定めています。

市 民 参 加

- 議会及び市長等は、市民参加の機会を保障する

市民参加の推進

- 市長等は、活動の場の提供、環境づくり、情報の提供などその仕組みの整備に努める
- 市長等は、市民の参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努める
- 市長等は、市民の意見を聴くため、効果的な周知に努める

市 民 の 意 見

- 市長等は、市民から意見及び提案があったときは、誠実かつ迅速に対応する

協働及びコミュニティ

協働とは、共通の目的を実現するためにそれぞれの役割と責務のもとで、相互の立場を尊重して協力することをいい、さまざまな地域課題を解決するために、担い手が対等な立場で協働していくことを定めています。

また、自主性と主体性に基づくコミュニティ活動は、まちづくりを進めていく上で欠かすことができないものとなっており、守り育てていくことを定めています。

協 働 の 推 進

- 市民、議会及び市長等は、共通の地域課題を解決するため、対等な立場で協働してまちづくりを進める
- 市民は、互いの市民活動を尊重し、共にまちづくりを進める
- 議会及び市長等は、市民の活動を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる

コミュニティ活動の推進

- コミュニティとは、人と人との多様なつながりを基礎として、共通の目的を持って主体的に活動する団体をいう
- 市民は、コミュニティが果たす役割を認識するとともに、その活動に積極的に参加し、守り育てるよう努める
- 議会及び市長等は、コミュニティ活動と連携を図るとともに、公益的な活動に対して必要な支援を行うことができる

■コミュニティ組織の形態

◇地 縁 型 ～ 住んでいる地域を基盤とするもの（町内会、自治会、老人クラブ、PTAなど）

◇テーマ型 ～ 同じ目的・テーマによって組織されたもの（協議会、NPO、ボランティア、サークルなど）

住 民 投 票

住民投票は、間接民主主義を補完するものとして、市政に関する重要な事項について、直接住民の意思を確認する制度であり、実施する場合には、事案ごとに条例で定めることとしています。

- 市長は、市政の重要事項について、住民投票を行うことができる
- 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない
- 市長は、住民投票を実施しようとするときは、事案ごとに住民投票条例を定める

※市民は地方自治法に基づき、市長に対して住民投票の実施を求めることができます。

連 携 及 び 協 力

共通課題を解決していくために、国、北海道及び近隣自治体等と連携・協力していくこととしています。

- 議会及び市長等は、国及び北海道との連携・協力を努める
- 議会及び市長等は、近隣自治体との連携・協力を努める
- 市民、議会及び市長等は、市民以外の個人、法人、団体等との連携・協力を努める

条例の見直し等

まちづくりを将来にわたって推進するために、条例の見直しを検討するとともに、推進委員会を設置し適切な運用を図ることとしています。

条例の見直し

- 市長は、5年を超えない期間ごとに、条例の見直しについて検討を行う

推 進 委 員 会

- 市長は、岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会を設置する
- 推進委員会は、諮問に応じるほか、この条例の基本的事項について意見を述べるができる
- 推進委員会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める